

翻訳

英米知的財産権法関連判決集〔編集物〕：
Eckes v. Card Prices Update, 575 F.Supp. 459
(E.D.N.Y.1983)

松川 実

《当事者等》

原告：デニス・W, エックス (Dennis W. Eckes)

ジェイムス・ベケット 3 世 (James Beckett, III)

原告訴訟代理人：マイケル, I・クロール (Michael I. Kroll) (ニューヨーク・シオセツト)

原告書籍：「スポーツ・アメリカナ・野球カード価格ガイド (Sport Americana Baseball Card Price Guide)」

被告：カード・プライセス・アップデート (Card Prices Update)

被告訴訟代理人：サルヴァトア, A・アラミア (Salvatore A. Alamia) (ニューヨーク・バビロン)

被告書籍：「カード価格アップデート (Card Prices Update)」

《裁判所》

ニューヨーク西部地区連邦地方裁判所 1983 年 9 月 25 日判決：原告敗訴, 575 F. Supp. 459 (E.D.N.Y.1983)

《担当判事》

グララーサー (I. Leo Glasser) 地方裁判所判事

《事実認定および法律上の結論》

本件は、ニューヨーク東部地区連邦地方裁判所で審理され、事実認定と法律の解釈によって以下のように判断する。

《事実関係》

ほとんど争われることがなく、本件事実が確定した。原告らは、「スポーツ・アメリカナ・野球カード価格ガイド (Sport Americana Baseball Card Price Guide)」という題号の書籍を執筆して発行した。この原告らの発行物の初版はほぼ 1979 年 2 月頃に発行された。この発行物には著作権があり、TX 232-812 という番号で著作権が登録された。原告書籍の第 2 版は、ほぼ 1980 年 3 月頃に発行された。この

第2版は、TX 490-212の番号でその著作権が登録された。

原告著作物は、一定の収集対象の野球カードの包括的リストとカードの値段と一緒に掲載している。原告らの著作物は、被告らによっても、この種の最初の徹底的なリストであると認められている。

被告C.P.U.社(Card Prices Update)は、マーク・ルイス(Mark Lewis)とウォーレン・カルプ(Warren Karp)で作る共同経営会社であるが、このC.P.U.社は、「カード価格アップデート(Card Prices Update)」という題号の月刊誌を執筆し発行していた。被告著作物の初版は、だいたい1979年9月頃に発行された。被告の著作物は、月刊のカード価格の最新情報を掲載し、それは、選択された収集対象野球カードの市場での最新価格と野球カードの価格動向を掲載している。価格動向は、上昇動向にはプラスの記号、下降動向にはマイナスの記号で表示される。

原告らは、被告の出版物が原告らの著作権を侵害するものと主張している。

《審理》

そもそも著作権を侵害しているか否かの審査は次の2点から行われる。原告らは「有効な著作権の所有者であることと被告によって複製されたことを立証しなければならない」。Novelty Textile Mills, Inc. v. Joan Fabrics Corp., 558 F.2d 1090, 1092 (2d Cir. 1977). Accord, Eden Toys Inc. v. Marshall Field & Co., 675 F.2d 498, 499 (2d Cir.1982).

最初の点、つまり、有効な著作権の所有者であるか否かの点は、著作権局から適時に取得された登録証明書がその著作権の有効性とその証明書に記載された事実に関して一応の証拠(prima facie evidence)となる。著作権法410条(c)。Durham Industries, Inc. v. Tomy Corp., 630 F.2d 905, 908 (2d Cir.1980) 参照。しかし、登録証明書を提示したとしても、それは一定の推定の効果しかなく、著作権の有効性に対する反証を許すことになる(前掲判決参照)。「記録上、別の証拠がその点につき疑いを抱かせる場合にはその有効性は推定されない」(前掲判決参照)。本件の原告らは、原告らの著作物の初版と第2版の2つの版につき、適時に取得した登録証明書を証拠として提出した。したがって、それらの登録証明書によって、著作権の有効性に反証を許す推定があると認められる。被告らは、この推定を覆すことを試みた。なぜなら、原告らは登録申請用紙に重要事項が不記載のまま、著作権局に提

出したので、原告らの著作権は無効であると主張したからである。つまり、本件で訴訟の対象となったのは、原告らの「スポーツ・アメリカナ・野球カード価格ガイド」(1979年発行)であるが、原告らはそれ以前に「スポーツ・アメリカナ・200年祭1976版(Sport Americana Bicentennial Edition 1976)」という題号の発行物を発行していた。この「スポーツ・アメリカナ・200年祭1976版」は著作権で保護されていない。本件訴訟の対象の「スポーツ・アメリカナ・野球カード価格ガイド」は、「スポーツ・アメリカナ・200年祭1976版」の派生的著作物であるが、原告らは、「スポーツ・アメリカナ・野球カード価格ガイド」の著作権を著作権局に登録申請する際に、それが著作権で保護されていない発行物の派生的著作物であるということを申告しなかったからであるという。

思うに、この被告の主張には説得力がない。原告らの1979年の著作権のある発行物は、その1976年の発行物に比べて実質的に変更されている。原告らの1976年の発行物には、一定の野球カードのセットのリストしかない。原告らの1976年の発行物の版には、野球カードのセットのもっと広範囲のリストがあり、さらに、カードの保存状態によって、各カードには3つの別々の価格が掲載されている。

さらに、原告らの1979年の発行物の版には、1976年版とは別のカバーが付き、写真も多く、そして、カード収集の歴史についての章、保存状態の手引きの章、カードの入手方法の章もあるからである。

このような実質的な変更によって、1979年版は著作権の保護に値するオリジナルの著作物になる。著作権法103条(a)。B & B Auto Supply, Inc. v. Plessner, 205 F. Supp. 36 (S.D.N.Y.1962); Flick-Reedy Corp. v. Hydro-Line Manufacturing Co., 351 F.2d 546 (7th Cir.1965) 参照。したがって、原告らの著作権登録申請にちょっと欠落があったとしても、それは重要でない。Russ Berrie & Co. Inc. v. Jerry Elsner Co. Inc., 482 F. Supp. 980, 988 (S.D.N.Y. 1980) (著作権局に「著作権登録申請を却下される」ような事実を意図的に報告すれば、それは登録を無効とする根拠となり、侵害訴訟を支えることができなくなる)。さらに, Advisors, Inc. v. Wiesen-Hart, Inc., 238 F.2d 706, 708 (6th Cir.1956) (供述書と登録証明書虚偽申立が過失がなく行われ、詐欺でない場合には、著作権を無効にしない) 参照。

原告らがその著作物に有効な著作権を保有していることが確定すれば、次は、被告らの複製は違法かどうかが問題となる。被告らが保護された著作物にアクセス

し、2つの著作物が実質的類似していることが証明されれば、偶然、複製行為は立証されるかも知れない。Eden Toys, Inc. v. Marshall Field & Co., supra, 675 F.2d at 500. 本件で、被告らは法廷で自分達はその発行物を発行する前に、原告らの著作物にアクセスしたことを渋々認めた。それゆえ、次には、著作物が「実質的に類似である」かどうかが問題となる。

著作物のある著作物に与えられる保護は、一つのアイデアを作品において特別に表現したものだけであって、アイデアそれ自体ではないということは、今では自明のことである。著作権法 102 条(b)および Mazer v. Stein, 347 U.S. 201, 217-18, 74 S. Ct. 460, 470-71, 98 L. Ed. 630 (1954); Eden Toys, Inc. v. Marshall Field & Co., supra, 675 F.2d at 500 参照。この表現をアイデアから区別することは、著作権法の基礎にある利害関係を調停するのに役立っている。つまり、個々人の創造性と努力に報いることと、同時に、他人がその著作物が利用する結果として出てくる更なる改良や進歩の利益を享受することが社会的に許されていることである。Reyher v. Children's Television Workshop, 533 F.2d 87, 90 (2d Cir.), cert. denied, 429 U.S. 980, 97 S. Ct. 492, 50 L. Ed. 2d 588 (1976). するために、著作権訴訟で審査されている2つの著作物の実質的類似性とは、著作物のうちでも著作権によって保護される部分でなければならない。つまり、著作物の背後にあるアイデアではなく、それらの表現に実質的類似性がなければならない（前掲判決参照）。

したがって、事実とデータだけのものは保護に値しない。Hoehling v. Universal City Studios, Inc., 618 F.2d 972, 979 (2d Cir.), cert. denied, 449 U.S. 841, 101 S. Ct. 121, 66 L. Ed. 2d 49 (1980) は、ただし、表現形式の大量借用（wholesale appropriation）に対する訴えは除く。Wainright Securities, Inc. v. Wall Street Transcript Corp., 558 F.2d 91, 96 (2d Cir.) cert. denied, 434 U.S. 1014, 98 S. Ct. 730, 54 L. Ed. 2d 759 (1978); Suid v. Newsweek Magazine, 503 F. Supp. 146 (D.D.C.1980) 参照。さらに、表現とアイデアの区別がつかない場合、著作権が同一の複製行為に対してしか保護されないことも、表現とアイデアの二分法の当然の帰結である。Atari, Inc. v. North American Philips Consumer Electronics Corp., 672 F.2d 607, 616 (7th Cir.) cert. denied, ___ U.S. ___, 103 S. Ct. 176, 74 L. Ed. 2d 145 (1983). したがって、「共通のアイデアが多かれ少なかれ決まり文句のように表現される可能性がある」という事実からすれば、表現が類似してくることは必然の帰結であるが、その

ようなレベルの表現の類似性は裁判所に提訴するに値するような著作権侵害の事実認定は否定されるだろう」同上, at 617 (3 Nimmer on Copyright § 13.03 [A][1], at 13-28 を引用)。

本件原告らは、被告らが2つの主要な点で自分たちの著作物を複製したと主張する。つまり、フォーマットの複製行為と、約 18,000 個の値段の複製である。対象たる発行物を徹底的に検査し、さらに法廷に証言と提出された証拠を審理した上で、私は原告らが著作権侵害の立証には成功していないと判断する。

最初に、フォーマットに関係する訴因に目を向けると、発行物に一定の類似性があることには疑いがない。原告・被告双方の発行物には、野球選手の名前、カードの番号とカードの値段があつて、野球カードの縦に並べられたリストがある。双方とも、データとシリーズにしたがつてカードを分類している。双方の発行物には、カードの寸法、シリーズごとのカードの総数、シリーズの完全セットの値段もある。さらに双方の発行物には、リストに記載された各シリーズのカードの1枚1枚の写真も掲載されている。これらは確かに類似しているが、注目すべき違いもある。被告の発行物は、新聞フォーマットで印刷され、およそ8×11インチの大きさである。原告ら発行物は、ソフト・カバーで約8½×5½インチの大きさである。原告らの著作物には、特殊なシリーズの全カードのリストが価格に関係なく掲載されているが、被告の著作物には平均的な価値以上の価値のあるカードしか掲載されていない。原告らの著作物では、おのおののカードには保存状態に応じて3つの値段がついていたが、被告の発行物では、おのおのの一つの値段しかつけられていない。さらに、被告の発行物だけであるが、リストアップされた各カードに値段の動向を示すプラスとマイナスの印がついている。

これらの類似点と相違点すべてを考察して、私は、被告らの著作物のフォーマットが、原告らの表現形式の「大領借用」ではないと判断する。Wainright Securities, Inc. v. Wall St. Transcript Corp., *supra* 参照。私は、このような結論に達したが、それは2つの発行物には主として表現されたアイディアが果たす機能に類似性があることに過ぎないからである。

2つの発行物の間の類似性の顕著な特徴は、それぞれ値段がつけられた野球カードを年代順で数値順に縦に配置したリストであったということである。私は、この類似性は避けられないと考える。なぜなら、このフォーマットは、アイディアを伝

えるために、それを表現する最も論理的で明確な方法であるからである。2つの発行物にあるこのフォーマットの類似点は、伝達されている情報の性質にからみて固有であると思うので、私はフォーマットに基づく何らの著作権侵害も認定することはない。Atari, Inc. v. North American Phillips Consumer Electronics Corp., supra, 672 F.2d at 616; Durham Industries, Inc. v. Tomy Corp., supra, 630 F.2d at 913; Triangle Publications, Inc. v. Sports Eye, Inc., 415 F. Supp. 682 (E.D.Pa. 1976) 参照。一般的には、Denicola, Copyright in Collection of Facts: A Theory for the Protection of Nonfiction Literary Works, 1981 Columbia L.Rev. 516, 527-35 参照。

次に、私は、被告らが原告らの発行物から値段を複製したという原告らの主張を検討する。私は、最初にカードの値段自体は、恐らく事実として保護されないと考える（前掲 Hoehling v. Universal Studios 参照）が、原告らの値段の編集物は、明らかに大量借用からは保護されるだろう。Wainright Securities, Inc. v. Wall Street Transcript Corp., supra, 558 F.2d at 96 参照。さらに、原告らのような編集物の著作物は、歴史的には大規模な使用だけではなく、編集者の努力の果実を利用しようとする企てからも保護されてきた。

たとえば、Jeweler's Circular Publishing Co. v. Keystone Publishing Co., 281 F. 83 (2d Cir.1922) 事件では、原告らは、「宝石類取引の商標」という題号の名簿に著作権を有し、それを発行した。被告は、「宝石索引」という題号の類似した発行物を発行した。第2巡回控訴裁判所は、原告らの編集著作物が著作権で保護されると判断した後に、原告らの名簿の一部を利用することは侵害であると判断した。なえなら、被告はいくらか独自のやり方を用いたが、原告らの著作物と同じ結果を生み出し到達しようと原告らの名簿の一部を利用して費用と労苦を節約したからである（前掲判決 95 頁）。第2巡回控訴審裁判所がさらに指摘したことは、「著作権法は、最初の編集者がなしたことを、後続の編集者も自分自身で行うことを要求しているだけである」という。仮に、元々の情報の源が同じであれば、それは誰もが自由に使える。しかし、仮に、被告らがわざわざ自力で独立した選択や分類を行う苦勞を節約するために、（原告らの編集物を）使ったならば、たとえ、被告がごく少しの範囲でしかそうしなかったとしても、被告は（原告らの）著作権を侵害したことになる」（前掲 92 頁〔List Publishing Co. v. Keller, 30 Fed. 772 (S.D.N.Y.1887)〕を引用）。別なケースでも類似の結論になっている。たとえば、Schroeder v.

William Morrow & Co., 566 F.2d 3 (7th Cir.1977)(植物園名簿); Adventures in Good Eating v. Best Places to Eat, 131 F.2d 809 (7th Cir. 1942)(レストラン名簿); Leon v. Pacific Telephone & Telegraph Co., 91 F.2d 484 (9th Cir.1937)(電話帳); Northwestern Bell Telephone Co. v. Bedco of Minnesota, Inc., 501 F. Supp. 299 (D.Minn. 1980)(電話帳); National Research Bureau, Inc. v. Kucker, 481 F. Supp. 612 (S.D.N.Y.1979)(ショッピングセンター名簿); Southwestern Bell Telephone Co. v. Nationwide Independent Directory Service, Inc., 371 F. Supp. 900 (W. D.Ark.1974)(電話帳) 参照。一般的には, Miller v. Universal City Studios, Inc., 650 F.2d 1365, 1370 (5th Cir.1981)(電話帳のケースを一つの独立した分類にした); R. Denicola, Copyright in Collection of Facts: A Theory for Protection of Nonfiction Literary Works, 1981 Columbia L.Rev. 516, 527-35.

これらのケースをもとにすると, 被告らが被告価格ガイドを発行する際に, 原告らの値段に依拠したことを原告らが証明したならば, 結論として, 思うに, 侵害が立証されたはずである。しかし, 原告らの1979年版に掲載された値段と被告らのガイドの初版で掲載された値段を慎重に審査した後に, 私は, これらの値段がこの推論を支持するほど十分に類似しているとは判断できない。このため, 私はカードの値段に関しては侵害を認めない。

被告らの値段ガイドに掲載されている値段が原告らの著作物に掲載されている値段に比べかなり高いことは, 原告らも認めている。しかしながら, 原告らは, 被告らが原告らの基本となる値段に一律, 「2, 3 ペニー加算したり, 固定パーセンテージを乗じただけである」と主張する。原告らの公判後の覚書14頁。2つの発行物に掲載された値段を慎重に比較しても, 値上がり傾向に一定のパーセンテージはなかった。したがって, 被告らは, 掲載した値段に達するには, いくらか独自の手段を利用したという結論にならざるをえない。

原告らは, カードごとに掲載した正確な価格の独自性も主張し, どのようなカードが「スターカード」と呼ばれる平均的プレミアムカードよりもかなり高額で売られているかに関して, 被告らは原告らの選択を複製したという。私は原告双方が注意義務を尽くした程度と, どのようなカードをスターカードにするかを決定する際にどのような技術と専門知識が要求されるかに関する証言は, 完全に信用できると認定した。しかし, プレミアムな価値をどのカードに置くかにつき, 被告らが証言

した決定方法は責任逃れに過ぎないと判断した。しかしながら、思うに、原告らが主張するように、原告らがスターカードをどのように選択したかにつき、被告らが原告のものをそのまま複製したという結論に至るほどの十分な証拠はない。

2つの発行物でプレミアムという値段がつけられたカードに関する部分を比較すると、確かに著しい類似性を表している。しかし、それは直接複製した結果か、あるいは双方の発行物が対象とするカードの現実の市場価格を報告しようとしているのであるから当然の結果か、それを判断することもできない。原告らの著作物はこの分野で権威とみなされているので、原告らの発行物に示された価格は、市場価格を反映しているだけではなく、事実上、市場価格を決定することもあり得るということも認めなければならない。したがって、仮に、後続の発行物が、どのようなカードがプレミアム価格で取引されるのかを正確に反映させようとするならば、それは必然的に原告らの著作物と高い類似性を有することになる。したがって、確かに、被告らがスターカードを選択する際に、原告らの選択を複製したという疑いを正当化するに値するほど十分類似していると思われる。しかし、2つの発行物の間での値段の違いは、被告らの著作物が原告らの著作権を侵害していると根拠づけるほど実質的には類似ではないと判断する¹⁾。《・・・中略・・・》

前述の理由により、私は、原告らが著作権侵害を立証することができなかったと判断し、書記官に被告ら勝訴の判決を登録するように命じた。

このように命じるものとする。

1) (原注)原告らは、さらに被告らが原告らの発行物に含まれている写真も複製したと主張した。原告らはこれらの写真に著作権を有しないけれども、そのような複製は著作権侵害のおそれがあった。Jeweler's Circular Publishing Co. v. Keystone Publishing Co., supra参照。それにもかかわらず、双方の発行物に含まれる写真を比較して、侵害と認定するほどの十分な類似性がなかった。最終的な問題として、複製の主張を根拠づけるために、原告らがカードの名前に一定の共通の誤植があることを主張しているが、確かにそれに注目する必要があるだろう。共通の誤植は複製の推定を支持するが、私は、本件ではこの誤植は重要でないと考える。というのは、カードの各シリーズでカードの名前につき、原告らはその侵害の主張をしていないからである。原告らの公判後の覚書17頁参照(もっとも、「[原告らは]それぞれ特定の選手の名前と数字にオリジナリティーを主張していない」)。